

特定化学物質及び四アルキル鉛等

特定化学物質等を取扱う業務においては、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから作業主任者を選任し、作業主任者は作業に従事する労働者の指揮監督等を行うこととなっています。

(試験研究での取り扱いを除く) (法第14条、令第6条、別表第18)

但し、一部の物質は有機溶剤作業主任者技能講習の資格が必要になります。

エチルベンゼン・1,2-ジクロロプロパン

クロロホルム・四塩化炭素・1,4-ジオキサン・1,2-ジクロロエタン

ジクロロメタン・スチレン・1,1,2,2-テトラクロロエタン

テトラクロロエチレン・トリクロロエチレン・メチルイソブチルケトン

詳細は厚生労働省のホームページを確認いただくか都道府県労働局又は労働基準監督署にお問い合わせ下さい。



講習科目と時間数

講習科目	時間数	合計
特定化学物質及び四アルキル鉛等による健康障害及びその予防措置に関する知識	4	13
作業環境の改善方法に関する知識	4	
保護具に関する知識	2	
関係法令	2	
修了試験	1	

資格について

平成18年4月1日から一部規則の改正により資格の内容が変わりましたのでご注意ください。

特に石綿関係の資格が変わりまして、主任者に必要な資格として従来は特定化学物質等作業主任者技能講習でしたが、今後は「石綿作業主任者技能講習」の資格が必要です。

すでに特定化学物質等作業主任者技能講習を取得済みの方は従来どおり主任者になれますので改めて資格を取得する必要はありません。

また、特定化学物質等作業主任者技能講習の名称が変更になり「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」となり、石綿はなくなり、四アルキル鉛の取扱等ができるようになりました。

従来の四アルキル鉛等作業主任者技能講習はなくなりました。

(平成20年3月1日より規則の一部改正がありました。ホルムアルデヒド(ホルマリン)は第3類物質から第2類物質へ変更されました。)

(平成21年4月1日より規則の一部改正がありました。下記の一覧表中●が追加されました)

(平成25年1月1日より規則の一部改正がありました。下記の一覧表中▲が追加されました)

(平成25年10月1日より規則の一部改正がありました。下記の一覧表中■が追加されました)

下記の一覧表中、青字表示部分が追加されました。

(改正政省令・告示は、平成26年11月1日から施行・適用します。)(一部に経過措置があります)

※下記の一覧表中、赤字表示部分が追加されました。(平成27年11月1日から施行・適用します。)

※下記の一覧表中、オルトートルイジン(赤字表示部分)が追加されました。(平成29年1月1日から施行・適用)

詳細資料は厚生労働省ホームページより確認下さい。

問い合わせは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署におねがいします。

特定化学物質等

① 第1類物質 ジクロルベンジジン及びその塩	スチレン 1,1,2,2-テトラクロロエタン (別名四塩化アセチレン)
---------------------------	--

アルファ - ナフチルアミン及びその塩
塩素化ビフェニル (別名 PCB)
オルト - トリジン及びその塩
ジアニシジン及びその塩
ベリリウム及びその化合物
ベンゾトリクロリド
1 から 6 までに掲げる物をその重量の 1 パーセントを超えて含有し、又は 7 に掲げる物をその重量の 0.5 パーセントを超えて含有する製剤その他の物 (合金にあっては、ベリリウムをその重量の 3 パーセントを超えて含有するものに限る。)

② 第 2 類物質
アクリルアミド
アクリロニトリル
アルキル水銀化合物 (アルキル基がメチル基又はメチル基である物に限る。)

▲インジウム化合物
▲エチルベンゼン
エチレンイミン
エチレンオキシド
塩化ビニル
塩素
オーラミン
オルト - フタロジニトリル
オルト - トルイジン
カドミウム及びその化合物
クロム酸及びその塩
クロロホルム
クロロメチルメチルエーテル
五酸化バナジウム
▲13 の 2 コバルト及びその無機化合物
コールタール
酸化プロピレン
シアン化カリウム
シアン化水素
シアン化ナトリウム
四塩化炭素
1,4-ジオキサン
1,2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)
3・3' -ジクロロ-4・4' -ジアミノジフェニルメタン
■1・2-ジクロロプロパン
ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)
1・1-ジメチルヒドラジン
臭化メチル
重クロム酸及びその塩
水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)

テトラクロロエチレン (別名パークロロエチレン)
トリクロロエチレン
トリレンジイソシアネート
ナフタレン
●ニッケル化合物 (24 に掲げる物を除き、粉状の物に限る)
ニッケルカルボニル
ニトログリコール
パラ - ジメチルアミノアゾベンゼン
パラ - ニトロクロルベンゼン
●砒素及びその化合物 (アルシン及び砒化ガリウムを除く)
弗化水素
ベータ - プロピオラクトン
ベンゼン
ペンタクロルフエノール (別名 PCP) 及びそのナトリウム塩
ホルムアルデヒド
マゼンタ
マンガン及びその化合物 (塩基性酸化マンガンを除く。)
メチルイソブチルケトン
沃化メチル
リフラクトリーセラミックファイバー
硫化水素
硫酸ジメチル
1 から 36 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

③ 第 3 類物質
アンモニア
一酸化炭素
塩化水素
硝酸
二酸化硫黄
フェノール
ホスゲン
硫酸
1 から 8 までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、労働省令で定めるもの

[四アルキル鉛等]
1) 4 エチル鉛. 2) 1 メチル・3 エチル鉛
3) 2 メチル・2 エチル鉛. 4) 3 メチル・1 エチル鉛
5) 4 メチル鉛
(当該事業所) 建設業 化学工業 船舶製造業
石油・ゴム製品製造業 金属製品製造業
自動車製造・整備業 電気機械器具製造業
機械修理業 窯業・土木製品製造業関係等